

令和2年5月11日農業委員会議事録

- 1 開会日時及び場所 令和2年5月11日 午後3時00分
第一委員会室
- 2 閉会日時 令和2年5月11日 午後3時30分
- 3 委員氏名

(1)出席者

西 茂太郎	中野 喬輔	澁田 正明	渡 孝志
矢野 博昭	安武 泰正	篠崎 正信	安武 昇
宮本 重和	青谷 富彦	木村 一壽	長崎 隆児
原 月江	高原多恵子	阿部 茂典	洪田 健一
渡 健一郎	安武 正一	青柳 茂	井上 英二

(2)欠席者

4 議事に参与した者

事務局長	牟田口政和
係長	瀧本 佳規
係	中田 学

5 会議に付した事項

議案第1号 農地法第3条（委員会）

議案第2号 農地法第5条（知事）

議案第3号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）

議案第4号 非農地判断

報告第1号 農地法施行規則第29条の規定による転用許可不要届出の受理について

報告第2号 農地改良届出の受理について

午後3時00分開会

○事務局長（ 君） 皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、ただいまから令和2年第5回古賀市農業委員会定例総会を開催させていただきます。

まず、開会に先立ちまして、本日の出席委員の確認をさせていただきたいと思えます。本日の

出席委員は20名であり全員でございます。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、過半数の要件を満たしておりますことから、定例総会成立していることを御報告いたします。

なお、皆様方もマスク等で御承知のことかと思っておりますけれども、新型コロナウイルス感染症拡大防止ため、古賀市役所では現在、2交代制を敷いております。したがって、通常、定例総会では農林振興課、農政課からの■■■■、■■■■、出席をさせていただいておりますけれども、本日は2交代のため欠席をさせていただき、農業委員会事務局3名で対応をさせていただくことを御報告申し上げます。

続きまして、議長の指名でございます。

古賀市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長が議長を務めていただきますことから、議事進行については■■■■会長、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（■■■■君） こんにちは。大変世の中が騒いでいる中、今日も皆さんの元気な顔を拝し、今後も古賀市がますます発展するんじゃないかなと思うています。これから先まだ農繁期入りますけど、十分体に気をつけてもらって、農業に励んでもらいたいと思います。よろしくお願い致します。

では、ただいまから令和2年第5回農業委員会定例総会を開催いたします。よろしくお願い致します。

○議長（■■■■君） 本日の議事録署名議員は、矢野委員さんと安武委員さんでお願いいたします。どうも済みませんでした。

○議長（■■■■君） では、日程1、議案第1号農地法第3条、申請番号5の3、事務局、説明をお願いいたします。

〔議案朗読〕

○係（■■■■君） それでは、議案第1号農地法3条の許可申請、番号5の3について説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地を贈与によって所有権を移転し、農地として使用していくものでございます。

譲受人は、年齢74歳で、古賀市内で農業をされている方です。

農業従事年数は、約30年と伺っております。

所有する農機具としましては、トラクター、田植え機、コンバインを各1台ずつ所有されているということです。

現在の農業経営状況といたしましては、本人と奥様で主に水稻の生産をされているとのことです。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の2ページ目をお願いいたします。

今回の申請地は、福岡県馬術競技場の東側に位置している丸囲み内の斜線部3筆となっております。

今後の申請地における営農計画としましては、水田として水稻の作付を行っていくということです。

最後に、下限面積の説明をさせていただきます。

申請人の現在の耕作面積は、2万228平米で、今回の申請地6,081平米については、既にこれまでに譲受人が利用権を設定され、耕作されている農地でありますことから、経営面積は変わらず50a要件を満たしております。

併せまして、地元農業委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理したものです。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりましたが、何かありましたら——ないですかね。

基本的、この身内の贈与ということで問題ないと思いますので、採決を採らせてもらってようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、議案第1号、申請番号5の3に対して賛成されます農業委員の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手13/13名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

続きまして、申請番号5の4、事務局、説明をお願いいたします。

〔議案朗読〕

○係（ 君） 議案第1号農地法3条の許可申請、番号5の4について説明いたします。

今回の申請内容は、申請人が農地を贈与によって所有権を移転し、農地として使用していくものです。

譲受人の年齢は58歳で、古賀市内において農業をされている方です。

農業従事年数は、約30年と伺っております。

所有する農機具としましては、トラクター、田植え機、コンバイン、2tトラック等を所有されているとのことです。

現在の農業経営状況といたしましては、本人と奥様で水稲、施設野菜、ハウスミカン、柑橘等による経営を行っているということです。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の3ページ目をお願いいたします。

今回の申請地は、コスモス館の東に位置している丸囲み内の斜線部2筆となっております。

今後の申請地における営農計画としましては、農地として維持管理を行っていききたいということです。

最後に、下限面積の説明をさせていただきます。

申請人の現在の耕作面積は、1万5,208平米で、今回の申請は同一世帯内での申請であることから、経営耕作面積の変わりはなく、50a要件を満たしております。

併せまして、地元農業委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理したものです。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりましたが、何かありましたら——ないですかね。

親子間の贈与ですから、何も問題ないと思います。

では、採決を採らせてもらってようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、議案第1号、申請番号5の4に対して賛成されます農業委員の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手13/13名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

○議長（ 君） 続きまして、日程2、議案第2号農地法第5条、申請番号5の5、事務局、説明をお願いいたします。

〔議案朗読〕

○係（ 君） 説明に入らせていただく前に、本議案につきましては、 副会長が関係者のほうになられますので、御退席のほどよろしくをお願いいたします。

〔 副会長 退席〕

〔議案朗読〕

○係（ 君） それでは、議案第2号農地法5条の許可申請、番号5の5について説明いたします。

申請人、申請地につきましては記載のとおりです。

今回の申請は、申請人が農地法5条の申請で、譲受人が譲渡人の農地を農地改良のため、一時転用を行うという内容です。

今回の申請については、先月、青柳踊ヶ浦地区について、流通事業者による事務所兼駐車場の建設と協力地における農地改良について御審議いただきましたが、今回の申請地は、開発地から発生する土砂の2か所目の受け入れ地というふうになっております。

まず、位置図について説明いたします。議案書の5ページ目をお願いいたします。

申請地は、青柳養鶏場の鶏舎の南側に位置する丸囲み内の斜線部3筆でございます。

次に、計画図の説明をいたします。

計画図につきましては大変申し訳ございません。5月7日に行われました事前審査会におきまして、事業計画図について説明を行ったところ、事業者の説明と上の設計者の提出した図面にそごがあったことが判明し、資料の差し替えを行いたいという申し出があったことから、急遽、資料の差し替えをさせていただくことになりまして、皆様への資料の事前配付に間に合わず、今回、机上での御提示ということになりました。申し訳ございませんでした。

それでは、差し替えの資料を使って説明をさせていただきたいと思っております。

修正があった箇所につきましては、計画図の配付資料の2ページ目、計画図の南側に市道と接する部分がございますが、その部分につきましては、U型側溝が入っておりまして、この側溝につきましては、現在水路としては使われていないということなので、埋め潰すと言いますか、水路として改修を行い、その部分について土を盛って埋めてしまうという計画というふうになっております。

断面図につきましては、3ページのほうに付けておりまして、B-B'断面、C-C'断面がございますが、この左側のほうにU型側溝がございますが、その部分について埋め戻すというか、埋めてしまつて転用を行うという計画に変更となりました。

隣接する水路の状況につきましては、本日現地確認がございましたので、写真資料を机上に配付させていただいております。この資料の3ページ目に写真をお付けしております。

右上の水路が現在使われていなくて、埋め潰しを行う水路でございますが、ここの水路を使わなくても、左側に北側境界付近という写真を付けておりますけれども、本農地の北側にU型三面側溝が入っておりまして、こちらから取水、排水が出来るということで、南側の水路については使用しないということで、地元との合意となっているとこのことでございます。

それでは、計画のほうの説明のほうに移らせていただきます。

配付資料の1枚目に現況等をお付けしております。2ページ目に計画図を付けておりますが、現地におきましては、本市1筆につきましては休耕田というふうになっておりまして、現在、6枚の水田に分かれています。

この水田に盛土を行いまして、2枚にまち直しを行いまして、露地野菜等が作付出来る畑地に転換するというのが、今回の事業の内容というふうになっております。

農業用機械等の乗り入れにつきましては、計画図のほうに記載しておりますが、南側の市道のほうから乗入口を作ることとしております。

排水につきましては、申請地の北側、2枚共にVP管を經由しまして、北側の青柳養鶏場との境にある農業用水路に排出する計画となっております。

次に、盛土について説明させていただきます。

配付資料の3ページ目の縦横断図をお願いいたします。

申請地につきましては、2枚の農地に分かれることになっておりますが、西側の農地につきましては、約2.1m、東側の農地につきましては約2.2mの盛土を行うこととなっております。

隣接農地との境界につきましては、約2.8mの高低差がつくこととなっておりますが、のり面勾配は1:1.8で、圃場整備等の設計基準を満たす範囲内の安定勾配へと設計されております。

最後に、地元水利承諾書について説明させていただきます。

地元のほうからは、今回の申請につきまして、条件なしということで4月14日付の承諾書の提出があり、隣接農区の区域委員さんのほうから署名捺印をいただいていることから、事務局で受理したものです。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりましたが、何かありましたら、どうぞ。

○委員（6番 君） 青柳の区域委員さんが地権者ということで、私が確認をいたしました。

今さっき、道路横の水路は廃止するというので、下の田んぼの方も了解を得ているということで、ほかに裏側にも水路がありますので、農区としては問題ないということで伺っております。

農区の水利委員さんの押印も確認をいたしております。

以上です。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ほかに何かないですかね。どうぞ。

○委員（5番 君） この水路は個人の施設水路ですか、それとも公。

○議長（ 君） 事務局。

○係（ 君） 市の水路となっております。

○委員（5番 君） それを廃止するという事は、パイプ購入ですか、それとも無償

提供ですか。

- 係（君） 占用申請を行って、無償といいますか、使用するという形を取らせていただくように聞いております。
- 委員（5番 君） 使用契約か何かするんですか、市と。
- 議長（君） 事務局。
- 係長（君） こちらにつきましては水路ということになってはいますが、先日、建設課のほうともお話をしまして、今の扱いだと道路敷扱いということになっております。なので、断面図を見ていただきますとわかりますように、道路高と同じような高さまで埋めるということになりますので、こちらについてはその後、この境界の工事施工後、境界等を確定しまして、道路敷というような扱いで使用していくというふうに聞いております。

以上でございます。

- 議長（君） ようございますか。
- 委員（5番 君） 分かりました。
- 議長（君） ほかに何かないですか。どうぞ。
- 委員（4番 君） この位置図の255の1の西側、2枚田んぼがある。さっき高低差が2.8mぐらいつくというような話ですけど、これは今、雑種地というか、東側は農地になっていますけど、今後ここは普通の農地として活用されるわけ。
- 議長（君） 事務局。
- 係（君） 現在の状況としましては、休耕田というふうな形になっております。
- 委員（4番 君） それだけ高低差がついて、もし農業しんしゃあとなら、大丈夫なんかなという心配をちょっとしたんですけど。
- 係（君） 一応、その東側の農地の地権者の方からは同意を得られている。
- 委員（4番 君） 分かりました。
- 議長（君） ようございますか。ほかに何かないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（君） なければ、採決採らせてもらってようございますでしょうか。

今、意見が出ましたけど、大体納得されたようですので、では、採決を採らせてもらいたいと思います。

議案第2号農地法第5条の申請番号5の5に対して、賛成されます農業委員の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手12/12名〕

- 議長（君） 全員賛成。ありがとうございます。

[副会長 着席]

○議長（君）では、続きまして、議案第2号農地法第5条の申請番号5の6に対して、事務局、説明お願いいたします。

[議案朗読]

○係（君） それでは、議案第2号農地法5条の許可申請、番号5の6について説明いたします。

申請人につきましては、記載のとおりです。

今回の申請は、申請人が農地法5条の申請で貸借を行い、店舗用の駐車場を作るため転用を行うという内容となっております。

まず、位置図について説明いたします。議案書の7ページをお願いいたします。

申請地は、薦野区にあります天降神社の北東に位置する丸囲み内の斜線部1筆、393平米となっております。

申請地の南側にというインドカレーを提供する店舗がございますが、こちらの店舗のお客様用の駐車場として使用されるとのことです。

現地の状況につきましては、本日お配りしているカラー刷りの写真の4ページ目からというふうになっております。

農地区分について説明いたします。

申請地は、周囲において他地目による分断があり、農地の広がりについては10ha未満であることから、2種農地であると事務局では判断しております。

次に、計画図について説明いたします。議案の8ページ目に現況図、9ページ目に計画図を付けております。

敷地につきましては、砂利舗装を行いまして、車両9台分の駐車場とする計画となっております。進入口は、北側からというふうにしております。

次に、周囲への被害防除といたしましては、周囲に既設のブロック塀があることから、新設の骨格物等はございません。

次に、雨水、雑排水について説明いたします。議案書の10ページ目をお願いいたします。

雨水につきましては、敷地の南東に、こちらの既設の排水枡があることから、こちらから排水を行うこととしております。

次に、切土、盛土について説明いたします。議案書の11ページ目をお願いいたします。

敷地の乗入口方向に、最大で30cm程度の切土を行う計画となっております。

最後に、地元水利承諾書について説明いたします。

地元のほうからは、令和2年4月18日付で、条件なしで水利承諾書の提出があっており、併

せて、区域委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理したものです。

説明は以上になります。御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりましたけど、何かありましたら。どうぞ。

○委員（15番 君） 地元の区域委員でございます。

4月の中旬に開発委員会が開かれておりまして、先ほど申されましたように、了承で結果が出ております。

以上でございます。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ほかに何か御意見ありましたら。何かないですかね。

店の駐車場ですから問題ないと思います。

なければ採決を採らせてもらってようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、議案第2号農地法第5条、申請番号5の6に対して賛成されます方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手13/13名〕

○議長（ 君） 全員賛成です。ありがとうございます。

○議長（ 君） 続きまして、日程3、議案第3号基盤強化法第19条（農地利用集積計画の告示）、申請番号5の12から5の22まで、事務局、説明をお願いいたします。

〔議案朗読〕

○事務局長（ 君） それでは、議案第3号について説明をいたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、市町村は、農業委員会の決定を経て農地利用集積計画を定めなければならないとなっておりますことから、今回、議案上程をいたしました。

今回、新規で3件、更新で7件、変更で1件の利用権について申し出がっております。また、 委員、 委員が関係者になりますことから、一時退席をお願いいたします。

〔 委員、 委員 退席〕

○事務局長（ 君） それでは、新申請について御説明申し上げます。議案書の12ページをお願いいたします。

申請番号5の12、所在、新原原口、登記簿地目、田、現況地目、畑の計が3筆、合計面積1,696平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。令和2年5月12日から令和2年8月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号5の13、所在、久保蓮町、登記簿地目、田、現況地目、畑の筆が3、面積は803平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。令和2年5月12日から令和5年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、13ページをお願いいたします。

申請番号5の14、所在、薦野中原、登記簿地目、畑、現況地目、田の筆が2筆、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が3筆、合計面積5,729平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。令和2年5月12日から令和7年12月末までの貸し借りとなっております。

申請番号5の15から16ページの申請番号5の21までは更新のため、説明は割愛をさせていただきます。

続きまして、17ページをお願いいたします。

申請番号5の22につきましては、裏作、期間借地から通年作への変更をする案件となっております。

以上、新規利用権設定につきましては、全て区域委員の署名捺印をいただいておりますことから、市にて受理をしております。

説明は以上になります。御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局説明終わりましたが、何かありましたら——ないですかね。

それでは、採決採らせてもらってようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、議案第3号基盤強化法の19条に対して、申請番号5の12から5の22まで賛成されます方は挙手でお願いいたします。

〔賛成者挙手11/11名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

〔 委員、 委員 着席〕

○議長（ 君） では、続けさせていただきます。

○議長（ 君） 日程4番、議案第4号非農地判断、申請番号5の2、事務局、説明お願いいたします。

〔議案朗読〕

○係（ 君） 議案第4号、申請番号5の2について説明させていただきます。

申請地、申請人につきましては、記載のとおりとなっております。

まず、位置図の説明をさせていただきます。議案書の19ページ目をお願いいたします。

申請地は、筵内地区公民館の南側に位置します丸囲み内の斜線部1筆となっております。

現況につきましては、写真資料の6ページ目、7ページ目というふうとなっております。

申請地につきましては、筵内農区の農機具倉庫として、昭和50年より現在まで使用されているとのこととです。

平成14年に申請者が祖父より相続を受けたところですが、現在、筵内地区で公民館の建て替え等の検討を行っており、財産の整理作業を行う中で、申請地の地目が農地のままであることとということが判明したとのこととです。

農地法の手続を行わず、今に至るまで利用していたことにつきまして、申請者よりてんまつ書の提出があつているところとです。

今回、非農地証明の申請の提出があつて、課税台帳及び昭和56年当時の国土地理院の航空写真、農区長及びご近所の方から、20年以上、宅地として一体的に利用されていたことにつきまして、確認が取れましたことから、事務局で受理したものです。

次に、古賀市の非農地証明の交付基準の説明のほうに移らせていただきます。

議案書の20ページ目をお願いいたします。

項目ごとに説明をさせていただきます。

- 1、住宅等の敷地として利用されていることから、適としております。
 - 2、項目1で宅地等の敷地等としておりますことから、検討外としております。
 - 3、市街化区域内の農地ではありませんので、検討外としております。
 - 4、農地法51条の違反転用処分等の処分を受けていない者ということで、こちらは「適」としてしております。
 - 5番、農振農用地ではないということで「適」としてしております。
 - 6番、農業生産力の高い改良事業の対象農地ではないということで、適としております。
 - 7番、農業施設等の補助対象農地ではないということで、適としております。
 - 8、集団性のある優良農地ではないということで、適としております。
 - 9、自然災害による被災土地ではないということで、検討外としております。
 - 10番、おおむね20年以上耕作放棄されているということで、適としております。
 - 11番、こちらの資料を見ていただきましたことにより、適としております。
 - 12番、他法令との調整の見込みがあるということで、適としております。
 - 13番、農業委員会が特に必要と認めたものではないということで「検討外」としてしております。
- 説明は以上となります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局説明終わりました。何かありましたら。どうぞ。

○副会長（ 君） 担当地区の委員でございます。

この件につきましては、私たちが小さいとき、約50年以上前から建物は建っていて、現在の農区長と協議した結果、何ら問題ないということで捺印いたしました。よろしくお願いします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ほかに何かありましたら——ないですかね。

なければ、採決採らせてもらってようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、議案第4号の農地判断、申請番号5の2に対して賛成されます農業委員の方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手13/13名〕

○議長（ 君） 全員賛成です。ありがとうございます。

これで審議は全部終わりましたので、ただいまから報告に入らせてもらいます。

午後3時30分閉会
